平成２５年（フ）第１６６８号
大阪府枚方市三栗２丁目10番13―506号
債務者　小山　哲矢
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６８３号
大阪市生野区巽北３丁目12番38号　成和ウエストビラ北巽401号
債務者　秋元　　透
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６８４号
大阪府吹田市長野東12番６―103号
債務者　笠井　将裕
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６８５号
大阪府大東市灰塚４丁目19番20号　ＣＯＭＦＯＲＴ101号
債務者　村川　雅彦
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７０１号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ９―507号
債務者　岡本　龍二
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７１３号
大阪市西区新町２丁目１番５号603
債務者　村橋　玲雄
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７１５号
大阪府東大阪市花園本町２丁目５番21号ハーモニーハイツ210号
債務者　樋口　　圭
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７２３号
大阪府豊中市北桜塚３丁目５番48号
債務者　田中　泰美
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６号
青森県八戸市根城７丁目４番７号　ＴＯＷＮＹかわぐちＡ202号、前住所青森県八戸市吹上３丁目１番57号
債務者　槻ノ木澤さくら（旧姓中居）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２４９１号
名古屋市北区上飯田東町４丁目68番地の１クローバーハウス２号
債務者　中島　正雄
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１１号
栃木県河内郡上三川町大字上蒲生37番地20エリールＫＢＹＳ101、前住所栃木県河内郡上三川町大字上蒲生2152番地39
債務者　井澤　美幸（旧姓藤浦）
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３９号
栃木県大田原市美原２丁目3228番地28　シャンブルＢ棟102号、前住所栃木県大田原市南方61番地
債務者　馬場　春江
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０１号
東京都東久留米市下里７丁目２番19号アルクトス111号
債務者　佐藤　恵満
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３１号
東京都府中市日鋼町１番地の３日鋼団地15―406
債務者　神戸恵美子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３０号
栃木県那須郡那須町大字豊原丙5305番地
債務者　結城　政子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３１号
栃木県大田原市美原２丁目3318番地33
債務者　佐藤　善行
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４２号
栃木県宇都宮市上戸祭町338番地２　さくら荘202号室
債務者　三浦　玲子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係